

尼崎市立地域研究 史料館事業要覧

(付、平成 24 年度事業報告)

平成 25 年 (2013) 4 月

尼崎市立地域研究史料館

目 次

1	目的と沿革	1	
2	性格と機能	1	
3	組織・施設	1	
4	事業の概要	2	
〔付、平成 24 年度地域研究史料館事業報告〕			
1	史料の収集・整理・公開	5	
2	情報発信・データベース	8	
3	ボランティア	9	
4	地域研究史料館専門委員	10	
5	編集事業	10	
	－ 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』－		
6	講座・自主グループ等の催し	12	
7	市民団体・研究機関等との協働・連携	14	
〔資料編〕			
	尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例	16	
	同条例施行規則	17	
	公文書館法	19	
〔参考〕 公文書等の管理に関する法律〔抄〕			20
	新尼崎市史編集委員会委員名簿・地域研究史料館専門委員名簿	21	
	地域研究史料館平成 25 年度歳入・歳出予算、事業別明細	22	
	利用のご案内	24	
	閲覧票兼複写票・特別貸出票	25	
	歴史的公文書保存・公開事業の概要	26	
	歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領	27	
	新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図	29	
	地域研究史料館刊行物販売一覧	31	
	地域研究史料館へのアクセス	32	

1 目的と沿革

こもんじよ
古文書や古記録、歴史的公文書、刊行物や地図・写真といった歴史資料は、地域の歴史を知るうえでかけがえのない文化遺産です。

尼崎市立地域研究史料館は、これらの歴史資料を収集・保存し、後世に伝え、広く市民の利用に供していくため、昭和 50 年（1975）1 月 10 日、市史編修室を発展させる形で開館しました。

2 性格と機能

尼崎市立地域研究史料館は、もんじよかん地域文書館、地域史文献センター、地域史研究室という三つの性格をもっています。

古文書・近現代文書、歴史的公文書、地図や写真、ビラなど、尼崎および歴史的関連地域に関する文書・記録・史料類を幅広く収集・保存し、閲覧公開しています。また、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史について比較しながら調べることができるよう、全国の地域史誌、歴史関係の紀要・雑誌なども収集・公開しています。

地域研究史料館では、市民の皆さんがこれらの史料を利用して、地域の歴史に関するさまざまなテーマについて調べていただけるよう、レファレンス・サービスを行なっています。また、こういった市民の皆さんの調査・研究の成果を館にご提供いただき、市史や研究紀要といった刊行物などを通じて、公表・紹介しています。

3 組織・施設

- (1) 組織 総務局所管 地域研究史料館
- (2) 人員 正規職員 1 名（館長）、再任用 1 名、嘱託 6 名
- (3) 施設 尼崎市昭和通 2-7-16、尼崎市総合文化センター 7 階に所在別に尼崎市大島 3 丁目に分室を設置

（単位：㎡）

用途	本館	分室	合計
史料収蔵庫	118	1,089	1,207
史料整理室	49	0	49
閲覧室	50	0	50
事務室等	91	0	91
合計	308	1,089	1,397

4 事業の概要

(1) 史料の調査・収集・整理・公開、レファレンス・サービス

地域研究史料館収蔵史料（平成25年3月末現在）

種 類	内 容	収蔵点数	うち整理公開点数
(1) 古文書・近現代文書類	村方・町方文書、藩関係、社会・労働等	1,976件 128,511点	1,390件 87,428点
(2) ビラ・ポスター類	各種団体、営業関係等	30,287点	(仮整理) 30,287点
(3) 公文書・資料 公文書 行政資料	歴史的公文書 印刷物等	17,792冊 未算出	(仮整理) 17,792冊
(4) 文献類	地域史誌、団体史、 刊本史料、目録等	56,044冊	37,302冊
(5) 紀要・雑誌	自治体・大学等発行	2,535種 45,753冊	2,535種 45,753冊
(6) 新聞	(マイクロフィルム)		
(7) 地図類	地形図・市街地図等	2,944点	2,944点
(8) 絵はがき		2,834点	2,834点
(9) 写真・フィルム類 市広報課移管写真 マイクロフィルム その他の写真・フィルム類	スクラップブック ネガ・ポジフィルム マウントフィルム	306冊 12,837点 12,200点 6,350本 850件	306冊 (仮整理) 12,837点 整理中 6,300本 (仮整理) 850件
(10) 複製史料	史料コピー・CH製本等	3,200冊	整理中
(11) 音響・映像資料 その他		1,200点 未算出	323点 電子資料 93点

(2) 編集事業

ア 新「尼崎市史」編集事業

(参考：資料編 p21「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p29「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」)

(ア) 尼崎市制 80 周年記念振興事業。平成 8 年度（1996）事業開始、尼崎市制 100 周年（平成 28 年度）完結予定。

(イ) 既刊『尼崎市史』（昭和 62 年度－1987－完結、全 13 巻・別冊 1）の成果を踏まえ、市民参加・ネットワーク型の手法により、生活・文化史を中心にわかりやすく親しみやすい新市史の編集・刊行を行なう。

(ウ) 市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』刊行（平成 18 年度）後、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトに、歴史情報の Web 公開と刊行物発行からなる計画案を策定し、市制 100 周年に向けて実施中。

イ 尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』

(ア) 昭和 46 年度創刊、平成 25 年度は第 113 号を刊行予定。

(イ) 尼崎地域の歴史や史料館事業に関する論文、史料紹介、エッセイなどを逐次掲載・刊行する。

(3) 講座等の実施

ア 『尼崎市史』を読む会

(ア) 平成 6 年 10 月に開講した、『尼崎市史』をテキストとする講座。現在のテキストは平成 19 年刊行の市制 90 周年記念『図説尼崎の歴史』。

(イ) 毎月第 1 木曜日の夜間に、市立中央図書館セミナー室を会場として例会を開催。ほかに『尼崎市史』第 1 巻分科会を開催。

イ 尼崎の近世古文書を楽しむ会

(ア) 平成 8 年 10 月開講。地域研究史料館所蔵古文書等をテキストとして、古文書解読を学ぶ市民の自主グループ。

(イ) 平成 8 年の発足当初は 1 グループのみであったが、その後会員が増え、現在は 3 グループがそれぞれ月 2 回、地域研究史料館会議室を会場として例会を開催している。

(4) 専門委員

(参考：資料編 p21「地域研究史料館専門委員名簿」)

各時代・分野の専門家に委員を委嘱し、新「尼崎市史」編集事業をはじめとする史料館事業への指導・助言ならびに、館蔵史料をはじめ尼崎地域の歴史に関する調査・研究に携わっていただく。

(5) ボランティア

ア 写真整理 随時個人作業及び、臨時募集による糊除去作業

イ 古文書整理 月1回の定例作業

ウ マイクロフィルム保存作業 月2回の定例作業

エ 襖下張りはがし作業 臨時募集により年数回実施予定

オ その他の史料整理・データベース入力等の作業 随時個人作業

(6) Web サイト

ア 尼崎市立地域研究史料館公式Webサイト

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/>

史料館事業概要、利用案内、史料目録・検索データベース等

- ・ 文書群概要・文書目録＝館蔵古文書・近現代文書類のうち、整理済み・閲覧可能な文書群の概要と目録のPDFデータを掲載
- ・ 史料検索＝館蔵史料のうち図書、雑誌、電子資料、論文・抜刷、地図、音響・映像資料、および尼崎関係論文索引のデータベース検索

イ 尼崎市立地域研究史料館ブログ“アーカイブログ”

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/blog/>

ウ 尼崎市立地域研究史料館公式Facebook

<http://www.facebook.com/AmagasakiMunicipalArchives>

エ Web版尼崎地域史事典“apedia”

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/apedia/>

オ Web版図説尼崎の歴史

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/>

〔付、平成24年度地域研究史料館事業報告〕

1 史料の収集・整理・公開

平成24年度も、引き続き各種史料の調査・収集・整理・公開に努めました。平成24年度末現在の館蔵史料の概要は、本要覧2ページ掲載の一覧表のとおりです。

また、史料の利用相談（質問・調査へのレファレンス・サービス等）および、利用者向けの複写サービスの実績は次のとおりです。

この数年度間、相談利用件数・人数とも減少傾向にあったため、p7の「2情報発信・データベース公開」の項目で後述するWebサイトリニューアルやSNSの活用等により情報発信を強化したことなどにより、平成24年度は件数・人数が過去最高であった平成18年度前後数年間の水準をおおむね回復することができました。

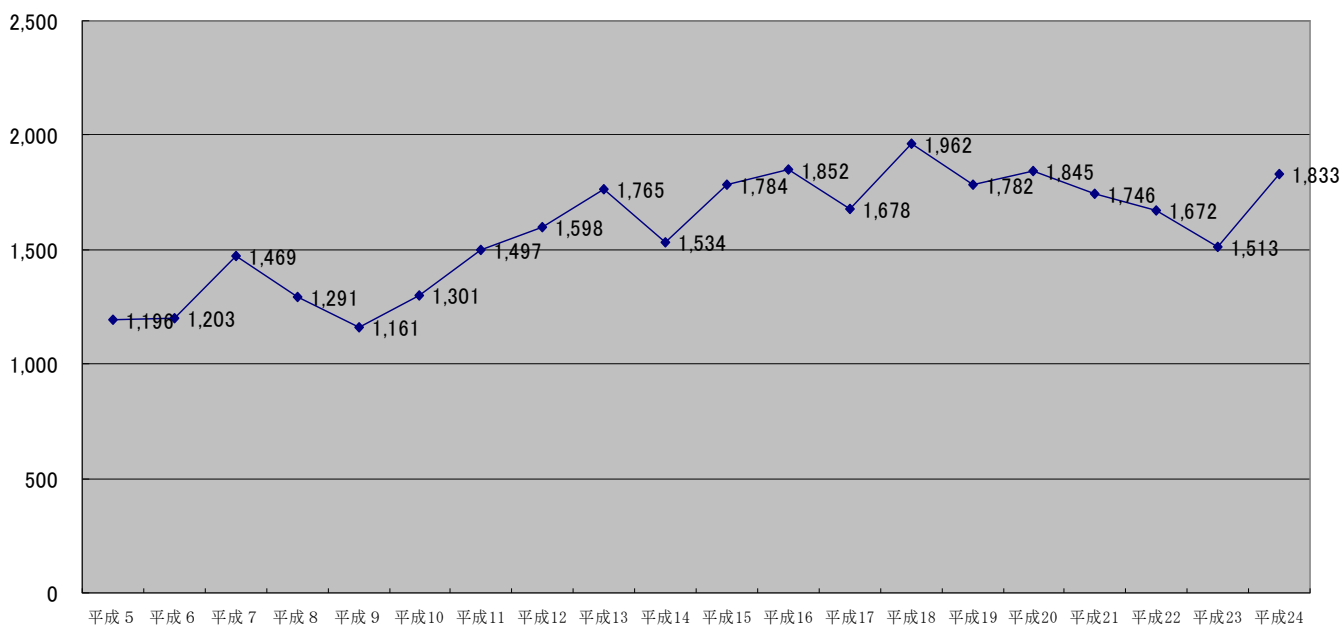
平成24年度利用相談

来館	電話	e-mailその他	合計
1,016件	358件	208件	1,582件
1,216人	376人	241人	1,833人

平成24年度史料複写（撮影を除く有料複写サービスの実績）

524件	16,531枚
------	---------

相談利用人数の変化



平成24年度当初地域研究史料館収蔵史料（対前年度比較）

種 類		平成25年度当初	平成24年度当初	増加状況
古文書・近現代文書類	収蔵点数	128,511	127,592	919
	整理公開点数	87,428	72,468	14,960
	整理公開比率 (%)	68	57	—
歴史的公文書	収蔵点数	17,792	17,189	603
	整理公開点数	17,792	17,189	603
	整理公開比率 (%)	100	100	—
文献・紀要類	収蔵点数	101,797	98,494	3,303
	整理公開点数	83,055	79,752	3,303
	整理公開比率 (%)	82	81	—
その他の史料	収蔵点数	72,949	66,692	—
	整理公開点数	56,622	60,453	—
	整理公開比率 (%)	78	91	—
合 計	収蔵点数	321,049	309,967	—
	整理公開点数	244,897	229,862	—
	整理公開比率 (%)	76	74	—

〔備考〕 「その他の史料」のうち写真史料の点数把握方法を平成25年度に変更しており、平成24年度の数字と単純に比較できないので、「その他の史料」及び合計の増加状況計算はblankとした。

〔古文書・近現代文書類〕

平成24年度、新たに53件610点の文書群を、整理により399点の文書を受け入れました。これらの新規受け入れ分を含めて、未整理史料の整理・公開作業を進めるとともに、旧市史編集資料目録に収録されていてデータベース化されていない文書群について、尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志によるボランティア協力を得てデータベース化作業を進めています。

これらの作業により、新たに作成した所蔵古文書・近現代文書類の文書群概要および文書目録のPDFデータを、当館公式Webサイトに順次公開しています。今後も引き続き、新規受け入れ文書群および過去に受

け入れたデータ未作成の文書群について、概要・目録データを作成し、公開に努めていきたいと考えています。

平成 23・24 年度はこれに加えて、ボランティアのみなさんに「常吉村文書」の整理・目録化作業全般をお願いしました。これは、新「尼崎市史」編集事業の一環として、一連の古文書整理の様子を記録し新市史のうえで紹介することを予定しており、そのために実施していただいたものです。平成 23 年 6 月以降、計 14 回の作業（クリーニング作業 3 回、解読・目録採取 8 回、和紙ラベル貼付 2 回、撮影 1 回）を行ない、平成 24 年 9 月にボランティアのみなさんによる整理作業を終了しました。従来のボランティア作業で行なうことのない作業に挑戦していただき、貴重な作業過程を記録することができました。

〔歴史的公文書〕

（参考：資料編 p26「歴史的公文書保存・公開事業の概要」、p27「歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領」）

平成 24 年度は、例年の庁内年限廃棄公文書からの歴史的公文書選別・収集・簿冊目録リスト作成作業、電子公文書の選別・収集に加えて、史料館所蔵の永年保存文書（全 7 群）の閲覧公開に向けた本格的整理に着手しました。年度中に第 1 群の簿冊目録整備とラベル貼付を完了し、さらに第 2～6 群の整理・目録化を継続中です。

また本年度は、本市経済環境局の環境創造課及び環境保全課と史料館の間で所管文書の保存・活用に関する協議を行ない、中央保健所の倉庫に保管されている文書の調査も実施しました。さらに総務局防災安全部と協議のうえ、本市が取り組む東北大震災被災地支援事業に関する文書・資料等を歴史資料として保存すべく、関連文書・資料の作成・保存状況に関する庁内一斉調査を行ない、対象文書・資料の把握及び収集に努めました。

今後も引き続き、歴史的公文書・資料の収集・保存について庁内各課との情報交換・意思疎通を行ない、また東日本大震災被災地支援事業関連文書・資料については把握と収集を継続していく予定です。

2 情報発信・データベース公開

〔史料館公式Webサイトのリニューアル〕

史料館公式 Web サイトは、平成 13 年度の公開以来掲載情報の充実に努めてきましたが、公開後 11 年を経過し現在の Web 事情に合わなくなってきたため、ページ構成・デザインを全面的にリニューアルしました（11 月 29 日公開）。新サイトでは複数のページを一画面に表示する「フレーム」を廃止したほか、サイト上での文字サイズ変更やページ印刷に対応するなど、前サイトの問題点を改善しました。

内容面では、既存の各ページを「利用案内」「レファレンス」「史料を探す」「刊行物」「講座・イベント」「デジタルアーカイブ」「史料館について」の 7 項目に再構成し、「史料を探す」項目に史料館が所蔵する各史料群の概要、利用方法などを紹介するページを新たに加えました。

また、新たに英語版ページ"About Us"を作成し、年度末の平成 25 年 3 月 29 日に公開しました。

〔公式Facebook及びブログの開設、YouTubeの活用〕

公式サイトのリニューアルに加えて、日常的な情報発信力を強化すべく、平成 24 年度は新たに史料館公式 Facebook（10 月 19 日開設）及びブログ"アーカイブログ"（12 月 7 日開設）をスタートさせました。SNS やブログの特性を活かして、館の事業や催し、新着史料から日常の出来事などの情報を掲載し、休館日を除いて 1 日 1 件以上の記事掲載に努めています。平成 25 年 3 月時点での Facebook の各記事閲覧人数は、100 人前後から多い記事で 500 人以上となっています。

また、Web への情報発信の新たな試みとして、市河港課と共同で作成した尼崎運河 PR スライドショー「尼崎運河に行こう!!」を、動画サイト YouTube にアップしました（12 月 18 日公開）。

〔史料検索システム等〕

平成 19 年度に運用を開始した Web 上の館蔵史料検索システムおよび、市民ボランティアのみなさんの協力を得て入力・構築した Web 版尼崎地域史事典"apedia"（アペディア）の運用を継続しました。

また、史料検索システムについては、今後写真類および絵はがき類のシステムへの追加を予定しており、その準備作業を実施しました。

〔レファレンス協同データベース〕

「レファレンス協同データベース」は、図書館及び類似機関が相互にレファレンス情報を交換・共有し、さらに利用者に広くレファレンス情報を公開していくことを目的として、国立国会図書館が構築・運営している Web 上の公開データベースです。地域研究史料館は、史料館をどのように利用できるのかという利用情報を広く発信することを目的として、平成 23 年 11 月にこのデータベースに参加しました。

平成 24 年度、史料館は前年度に引き続き、2 週間に 1 件のペースでこのデータベースへのレファレンス事例登録を続けており、平成 25 年 3 月末現在の登録件数はレファレンス事例 30 件、調べ方マニュアル 3 件となっています。

こういったレファレンス協同データベースへの積極的な事例登録・情報発信が評価された結果、レファレンス協同データベース事業の事務局からの要請により、3 月 22 日・23 日に国立国会図書館関西館で開催された第 9 回レファレンス協同データベースフォーラムにおいて、史料館の久保庭萌が「尼崎市立地域研究史料館のレファレンス事例公開について」と題する報告を行ないました。また史料館は平成 24 年度レファレンス協同データベース「企画協力員賞」に選ばれました。

3 ボランティア

平成24度ボランティア作業実績

作業の種類	作業日程	回数	参加実人数	延べ人数
写真整理	グループ作業（月1回）	8回	8人	延べ32人
	随時個人作業	127回	3人	延べ127人
	フィルム糊除去作業（2/23・24）	2回	9人	延べ11人
古文書整理	グループ作業（月1回）	11回	11人	延べ60人
マイクロフィルム保存	グループ作業（月2回）	22回	5人	延べ93人
襖下張りはがし作業	（9/28・29）	2回	9人	延べ9人
その他の作業	随時個人作業	102回	10人	延べ102人
合計		274回	44人	延べ434人

平成 24 年度も引き続き、講座・自主グループなどの企画・運営、史料調査や聞き取り調査、史料整理およびデジタル化など各種の作業について、ボランティアのみなさんの協力を得ました。

このうち、史料整理・デジタル化作業の実績は前表のとおりです。

平成 24 年度は新たにフィルム糊除去作業と襖^{ふすま}下張り文書はがし作業を開始しました。作業日を設けてボランティアを募集する形式で、今後も継続して実施していく予定です。

4 地域研究史料館専門委員

地域研究史料館では、史料館事業全般について、調査・研究していただき、また指導・助言を仰ぐことを目的として、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。

平成 24 年度、委嘱した委員は次表のとおりです。

代表	いわきたくじ 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	いちざわてつ 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	たなかたかひろ 田中貴宏	建築学	広島大学大学院工学研究院（准教授）

市澤委員および岩城委員には、それぞれ担当の時代分野についての調査・研究や史料情報提供などを行なっていただき、また次項に取り上げる新「尼崎市史」編集事業について、刊行物準備に向けた調査事項の検討と調査の実施などをご担当いただきました。

平成 24 年度から新たに委嘱した田中委員には、主として新「尼崎市史」の市制 100 周年刊行物に掲載を予定している地理図版の調査研究をご担当いただきました。

5 編集事業 - 新「尼崎市史」及び史料館紀要『地域史研究』 -

〔新「尼崎市史」〕

（参考：資料編 p21「新尼崎市史編集委員会委員名簿」、p29「新「尼崎市史」編集事業計画概要・同イメージ図」）

新「尼崎市史」編集事業は、尼崎市制 80 周年記念振興事業として平成 8 年度に開始し、市制 100 周年の平成 28 年度に完結予定の事業です。平成 18 年度に市制 90 周年記念刊行物として『図説尼崎の歴史』上下巻を刊行し、平成 23 年度には園田学園女子大学・同短期大学部との共同研究事業により構築した Web 版『図説尼崎の歴史』を公開しました。

平成 24 年度は、「学ぶ市史から調べる市史へ」を基本コンセプトとする市制 100 周年記念刊行物の刊行準備作業を継続し、地域研究史料館専門委員と地域研究史料館スタッフに加えて外部の専門家・協力者をまじえてのワーキング作業・研究会等を実施しました。会議・作業等実施実績は次のとおりです。

新「尼崎市史」編集委員会 1 回

地域研究史料館専門委員会議 2 回

地域研究史料館専門委員とのワーキング作業 12 回

新「尼崎市史」研究会 1 回 参加者 12 人

平成 24 年度の作業により、記念刊行物の目次内容・執筆者候補がほぼ確定したので、平成 25 年度は外部への原稿執筆依頼と内部原稿作成を進めていく予定です。

〔史料館紀要『地域史研究』〕

昭和 46 年（1971）10 月に尼崎市史紀要として創刊し、昭和 51 年度より尼崎市立地域研究史料館紀要として刊行を続けている『地域史研究』は、平成 24 年 9 月に第 112 号を発行しました。組版ソフトを導入して印刷データを出稿する方式に変更し頁単価を大幅にコストダウンしたことにより、従来の各号平均 100 頁から約 2 倍の頁数となりました。

『地域史研究』第 112 号 A5 判 193 頁 600 部発行 頒価 850 円

— 目 次 —

グラビア「大尼崎繁栄双六」（昭和 12 年）

論文 御園小学校の先進的取り組み—昭和 30 年代の挑戦— 玉木雄三

論文 「(財)尼崎市婦人共励会文書」について 宮城洋一郎

史煙 いま、なぜ学童疎開か 人見佐知子

尼崎郷土史研究会会誌『みちしるべ』50 周年記念号の発行によせて 羽間美智子

市民の市史研究 中村光夫

人間魚雷・回天と阪本宣道君のこと—続編 阪本宣道君について— 寺内邦夫

史料紹介 昭和 11 年 8 月「武庫村行政総合視察概目答申書」 田中敦

書評と紹介 宗景正著『開拓民—国策に翻弄された農民—』 島田克彦

尼崎市立地域研究史料館所蔵絵はがきの整理・公開に向けて 西村豪

論文 日本における「市民文書館」の理念と実践 辻川敦

誌上レファレンス / 史料 尼崎地域地震津波被害の記録 地域研究史料館

6 講座・自主グループ等の催し

〔『尼崎市史』を読む会〕

例会・分科会 計 22 回開催 延べ 338 人参加

○月例会 平成 24 年度も引き続き、『図説尼崎の歴史』をテキストとする『尼崎市史』を読む会の月例会を、毎月第 1 木曜日の午後 6 時～7 時 30 分、中央図書館セミナー室において開催しました。第 198 回から第 209 回まで 12 回開催し、参加者は延べ 271 人でした。

○第 1 巻分科会 「『尼崎市史』を読む会」参加者有志が、尼崎の古代・中世史に関係する文献や論文を読み、自由な意見交換を通じて理解を深めることをめざして始めた研究会です。毎月第 1 金曜日の午後 6 時から 7 時 30 分まで、平成 24 年度は地域研究史料館において 10 回開催し、参加者は延べ 67 人でした。報告は参加者が輪番で担当し、天野忠幸氏の著書『戦国期三好政権の研究』（清文堂、2010 年）をテキストとして、地道な学習を進めています。

〔自主グループ - 尼崎の近世古文書を楽しむ会〕

3 グループ 月 2 回 計 63 回開催 延べ 516 人参加

この会は、史料館が保存・公開する尼崎関係の古文書をテキストにして、近世のくずし字の読解に習熟することと、尼崎地域の近世史に親しむことを目的としています。例会の運営は参加者が中心となっていない、解読の成果は参加者有志がデジタル入力して史料館で保存しています。将来的に解読文のデータベースとして公開する構想のもと、史料館はテキストの選定、解読・内容調査等において助言・協力しています。

次の 3 クラスにわかれており、いずれも午後 1 時 30 分～3 時 30 分、地域研究史料館会議室を会場として開催しています。

○第 2・第 4 日曜日開催クラス 22 回開催 参加人数延べ 161 人

平成 24 年度前半は、前年度に引き続き道意新田・橋本治左衛門氏文書「諸願覚え日記」をテキストとし、安政 4 年（1857）11 月から同 6 年 9 月までを解読しました。

それと同時に、このクラスは参加者が減少する傾向にあったため、新規参加者を募ることを目的として「古文書体験講座」を企画しました。実際の古文書に触れ、古文書の世界を体験することにより、読解に興味と親しみを感じていただくための初心者入門講座です。定員 7 名を募集

したところ、8名の申込み・参加があり、7・8月に次のとおり実施しました。

第1回(7/22)「古文書の説明」と「実際に読んでみよう」：主として古文書の様式や作成目的を解説

第2回(8/12)「絵図を見てみよう」：水利絵図・村絵図の現物を示して解説・解読

第3回(8/26)「村明細帳からわかること」：内容解説と解読例説明

講座開催後は通常の月例会を再開し、入門講座参加者のうち7人が新たにクラスに入会されました。初心者の方々が入会されたので、内容を理解しやすい「村明細帳」(穴太村・篠部正幸氏文書)にテキストを変更し、ベテラン会員による解読指導を中心に年度後半の例会を進めました。

○第2・第4金曜日開催クラス 22回開催 参加人数延べ182人

テキスト＝早稲田大学図書館所蔵服部文庫「山中新右衛門関係文書」

前年度と同じテキストを引き続き解読しました。旧鴻池村(現伊丹市域)の山中家当主・新右衛門と大坂の鴻池善右衛門ら一族との紛争を、尼崎藩が調停した際の折衝過程の記録です。記録者の服部清三郎は儒者・服部南郭の子孫で、記録中には論語・詩経からの引用句が多く、非常に細密な文字による詳細な記録と教養の高さが表れた漢字表記に苦労させられるテキストです。文久元年(1861)8月29日から同年9月13日までを解読しました。

○第1・第3金曜日開催クラス 19回開催 参加人数延べ173人

講師＝石井進さん

テキスト1＝伊丹市荒村寺^{こうそんじ}所蔵「有岡古城之記続編」

前年に引き続いてのテキストです。

テキスト2＝古田嘉章氏文書「時友村諸事留控帳」

これも以前に解読途中であったテキストの続きで、弘化4年(1847)11月から嘉永元年(1848)12月までを解読しました。尼崎藩の樋方役人が普請の検分に出郷する際の人足手配通知や、村人が借金返済遅延について訴えられた旨の大坂町奉行所通知状、水利関係費用の村々分担額通知など、多様な公用文書が記録されています。

7 市民団体・研究機関等との協働・連携

従前に引き続いて、市民団体や行政機関等からの依頼に応じて、歴史に関する講座や見学会への出講、講師紹介などを行ないました。また、公的機関や市民団体が実施する講座・展示等の催しや各種調査、出版事業などに対して、企画立案・実施協力・史料提供などの協働・連携を随時実施しました。

そのおもなものは、次のとおりです。

〔市民、地域団体等からの要請による出講〕

尼崎倶楽部朝食会、尼崎ボランティア・ガイド養成講座、サロン・ド・サモン等主催「尼崎歴史講座（神戸・阪神歴史講座）」、あまがさき市民まちづくり研究会等主催「歴史の旅 in 尼崎 北から南へ」オープニングセッション、武庫之荘駅前西地区まちづくり協議会総会講演会（市政出前講座）、武庫之荘文化会セミナー、ボーイスカウト尼崎地区協議会まち歩き「地域でレッツトライ!」、大庄まちづくり懇話会「大島荘の歴史講演会」（市政出前講座）、小田会歴史街道事業「有馬道を歩く」

〔尼崎市・他行政機関・公的機関等からの要請による出講〕

市新任職員研修、市職員建築技術研修、姉妹都市アウクスブルグ市訪問尼崎市青年使節団員研修、市河港課「尼崎運河講習会」、中央公民館市民大学講座、市立総合老人福祉センター講座、園田学園女子大学「シニア専修コース・日本史学」講義、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史遺産保全活用基礎論」講義、国立国会図書館レファレンス協同データベース事業フォーラム

〔講座・展示・調査・出版等への企画立案・実施協力・史料提供〕

サロン・ド・サモン等主催「尼崎歴史講座（神戸・阪神歴史講座）」企画・実施、市河港課との共同による尼崎運河 PR スライドショー「尼崎運河へ行こう!!」の作成と YouTube による Web 公開、尼崎市総合文化センター「建築家村野藤吾と尼崎展」への展示史料貸出し、尼ロック（防潮堤尼崎閘門）防災展示室（兵庫県管理）への展示画像提供、甲南大学人間科学研究所発行『兵庫県学童疎開関係史料集成』第三輯への所蔵史料掲載、神戸大学大学院人文学研究科「地域歴史文化連携コンソーシアム」会議への協力

なお上記のうち甲南大学人間科学研究所発行『兵庫県学童疎開関係史料集成』第三輯は、同研究所が文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成をうけて平成20年度から実施している「心の危機の見極めと実践的ネットワークの創造」に向けた共同研究プロジェクトのうち「子ども時代の戦争体験」をテーマとする調査研究の成果物として編集刊行されたものです。同書には、第二輯に引き続き、当館が所蔵する藤田浩明氏文書（浜国民学校学童集団疎開に関する史料）の一部を翻刻・掲載していただきました。

また出講と企画・実施の両面で協力した「尼崎歴史講座（神戸・阪神歴史講座）」は、尼崎市城内地区を中心に歴史・文化を活かすまちづくり活動に取り組む市民団体サロン・ド・サモンが神戸史学会等との共催により、平成22年度から連続開催している催しです。

〔参考：平成24年度神戸・阪神歴史講座（尼崎歴史講座）実施状況〕

主催はいずれも神戸史学会とサロン・ド・サモン

神戸・阪神歴史講座第6回 参加者70人

共催 神戸市立博物館／日時 平成24年6月17日／会場 神戸市立博物館

講演 河野未央さん（近代姫路大学助教）「海辺の支配と神戸～尼崎」

辻川敦（尼崎市立地域研究史料館長）「臨海工業地帯の歴史地理」

神戸・阪神歴史講座第7回（尼崎歴史講座第4回） 参加者46人

共催 尼崎市市民運動中央地区推進協議会（県民交流広場事業）

日時 平成24年7月8日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 中村光夫（尼崎市立地域研究史料館）「尼崎の歴史街道」

正岡茂明「"歴史の旅 in 尼崎 北から南へ"企画について」

神戸・阪神歴史講座第8回（尼崎歴史講座第5回） 参加者80人

共催 尼崎市市民運動中央地区推進協議会（県民交流広場事業）

日時 平成25年3月10日／会場 尼崎市中央地域振興センター

講演 黒田慶一さん（大阪文化財研究所主任学芸員）

「難波なにわ「八十嶋やそしま」と神崎川・猪名川下流域」

以上

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例

昭和 49 年 10 月 3 日

条例第 48 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 日々散逸しつつある貴重な文書、記録等の史料及び文献(以下「史料等」という。)を収集し、後世に伝えるとともに、地域社会に対する市民の歴史的認識を深めるため、史料館を設置する。

(位置)

第 3 条 史料館の位置は、尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 16 号とする。

(昭 61 条例 45・一部改正)

(事業)

第 4 条 史料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 尼崎及び歴史的関連地域に関する史料等を収集し、整理し、保存すること。
- (2) 尼崎の歴史に関する調査、研究を行うこと。
- (3) 史料等を閲覧に供するとともに、必要な助言及び指導を行うこと。
- (4) 市史、研究紀要、史料目録等を編集し、刊行すること。
- (5) 講座、研究会、史料展示等の普及活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、史料館の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 49 年 12 月 28 日規則 124 で、昭和 50 年 1 月 10 日から施行)

付 則(昭和 61 年 11 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、昭和 61 年 11 月 25 日から施行する。

尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 49 年 12 月 28 日

規則第 125 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、尼崎市立地域研究史料館の設置及び管理に関する条例(昭和 49 年尼崎市条例第 48 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、尼崎市立地域研究史料館(以下「史料館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する史料等(以下「史料等」という。)を閲覧しようとする者は、閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続)

第 3 条 文書又は記録^{もんじよ}の複写を希望する者は、複写票を市長に提出しなければならない。

(史料館利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、史料館の利用を制限することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 史料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(閲覧及び複写の制限)

第 5 条 市長は、次に掲げる文書又は記録^{もんじよ}等(これらの複写物を含む。)の閲覧を制限することができる。

- (1) 損傷のおそれがあるもの
- (2) 個人の秘密に関するもの

2 前項の規定は、文書又は記録^{もんじよ}の複写の制限について準用する。

(損害賠償)

第 6 条 利用者は、史料等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 7 条 史料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 休館日

ア 火曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 館内整理日(毎月末日。ただし、この日がアの休館日の場合は、その翌日とする。)

エ ばく涼期間(春季及び秋季において、それぞれ 1 週間以内)

オ 1 月 2 日から同月 4 日まで

カ 12 月 28 日から同月 31 日まで

(昭 50 規則 73・昭 63 規則 58・平元規則 4・平 5 規則 39・平 10 規則 14・平 17 規則 16・一部改正)

(閲覧票等の様式)

第 8 条 この規則の規定による閲覧票等の様式については、総務局長が定める。

(委任)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、史料館の運営について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

(以下付則省略)

公文書館法

公布：昭和62年12月15日

法律第115号

施行：昭和63年6月1日

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

[参考：公文書管理法]

公文書等の管理に関する法律 [抄]

公布：平成21年7月1日

法律第66号

施行：平成23年4月1日

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために

資料編

必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

新尼崎市史編集委員会委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日現在）

委員長	副市長	岩田 ^{つよし} 強
委員	地域研究史料館専門委員代表	^{いわきたくじ} 岩城卓二
委員	同 副代表	^{いちざわてつ} 市澤 哲
委員	教育長	徳田 耕造
委員	総務局長	吹野 順次

地域研究史料館専門委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日現在）

代表	^{いわきたくじ} 岩城卓二	日本近世史	京都大学人文科学研究所（准教授）
副代表	^{いちざわてつ} 市澤 哲	日本中世史	神戸大学大学院人文学研究科（教授）
	^{たなかたかひろ} 田中貴宏	建築学	広島大学大学院工学研究院（准教授）

資料編

地域研究史料館 平成25年度歳入・歳出予算、事業別明細

歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)地域研究史料館費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
委員報酬	報酬	1,224	1,224	地域研究史料館専門委員報酬 @34,000×3人×12月
	合計額	1,224	1,224	
史料館紀要発行 事業費	報償費	160	160	『地域史研究』原稿料 論文等@2,000×60枚=120,000円 史料紹介等@1,000×40枚=40,000円
	需用費(印刷製 本費)	366	366	『地域史研究』印刷製本(特財337)
	役務費(郵)	20	22	
	合計額	546	548	
史料館管理事業 費(枠配分)	需用費(光熱水 費)	881	854	電気416 ガス292 水道118 下水道55
	委託料	307	386	分室機械警備 消防設備保守
	小計	1,188	1,240	
史料館管理事業 費	使用料賃借料	8,159	8,159	総文施設使用料 679,889円×12月=8,158,668円
	負担金補助及び 交付金	1,111	1,101	総文維持管理経費負担分 92,516円×12月=1,110,192円
	小計	9,270	9,260	
史料館管理	合計額	10,458	10,500	0
史料等整備事業 費	需用費	278	278	
	(消耗品費)	155	155	史料購入
	(印刷製本費)	123	123	史料製本、写真複写等
	備品購入費	224	231	史料購入
	合計額	502	509	
地方史研究協議 会等負担金	負担金、補助及 交付金	45	47	全史料協会費35,000円、同近畿部会費10,000円
	合計額	45	47	
史料館分室移転 事業費(移転)	委託料	0	1,733	旧分室廃棄物処理
その他諸経費 (枠配分)	旅費	20	45	旅費
	需用費	315	315	
	(消耗品費)	314	314	史料整理用品等(特財175)
	(修繕料)	1	1	機械器具等修繕
	役務費(通)	74	140	電話料金
	使用料賃借料	198	198	コピー機賃借料 190,627円 ビジネスホンE装置 6,552円
	小計	607	698	
その他諸経費	報償費	100	100	編集委員会出席謝礼 10,000円×2人=20,000円 調査員原稿料 1,000円×80枚=80,000円
	役務費	162	161	
	(通信運搬費)	160	161	サーバー回線経費13,282円×12月(特財15)
	(手数料)	2	0	同上請求書類発行手数料105円×12月
	使用料賃借料	352	352	リーダープリンター賃借料 29,295円×12月=351,540円
	小計	614	613	
その他諸経費	合計額	1,221	1,311	
合計		13,996	15,872	一般財源13,469、特財527

資料編

地域研究史料館 平成25年度歳入・歳出予算、事業別明細(続き)

歳出(10)総務費(05)総務管理費(40)一般管理費 (千円)

事業	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
臨時職員賃金	賃金	1,827	1,773	史料館事業補助 179日 1,368 公文書整理補助 60日 459

歳入(70)諸収入(20)実費弁償金 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(10)総務費実費 弁償金	(10)市史等頒布 実費弁償金	337	352	『地域史研究』@850×397=337,450円
	(31)諸用紙印刷 実費弁償金	175	193	白黒コピー@10×14,800枚 カラーコピー@30×900枚

歳入(70)諸収入(30)雑入 (千円)

	節	予算額	前年度 予算額	内容・説明
(20)雑入	(03)広告事業収 入	15	15	ホームページバナー広告収入 (3,150円+2,100円)×3月=15,750円

資料編

利用のご案内

当館は尼崎関係の古文書・近現代文書類や歴史的講武所、地図・写真等の地域史料、全国の歴史関係文献等を備えている文書館施設です。歴史について、知りたいことや研究したいことを調べることができます。お調べになりたいことや不明のこと、その他なんでもお気軽にご相談ください。

〔開館時間〕 9:00 ～ 17:30

〔休館日〕 火曜日・祝日（他に年末年始等、また春秋各 1 週間以内の整理休館があります）

史料の閲覧

開架閲覧室 ご自由にご覧ください。閲覧票への記入は不要です。

その他史料 カウンターの検索端末により検索、または目録により検索のうえ、「閲覧票兼複写票」により申請してください。なお、目録データのうえで「収蔵・所在」に「分室」と表示されている史料については、閲覧は予約制とさせていただきます。窓口、電話、Mail 等にて、利用予定日の 5 日前（休館日を除く）までに予約申請をお願いいたします。

コピーサービス 「閲覧票兼複写票」により申請してください。

モノクロコピー料金は 1 枚 10 円、カラーコピーは 1 枚 30 円です。

* コピー枚数が大量の場合は、当日中にコピーをお渡しできない場合や、やむをえずセルフサービスにてお願いする場合があります。

* 著作権法の規定により複写が制限される場合がありますので、ご了承ください。

マイクロフィルム・プリンターコピー 「閲覧票兼複写票」により申請してください。**プリンターコピー料金は 1 枚 10 円**です。

撮 影 持参されたカメラで撮影される場合も、「閲覧票兼複写票」により申請してください。

* 古文書類のコピーサービスはしておりませんので、カメラをご持参のうえ撮影してください。

史料の貸出し

当館発行の印刷物など一部を除き、館外貸出しは行なっておりません。

詳しくは職員にお尋ねください。

手荷物

手荷物等はロッカーに入れてください。ロッカーの鍵はご自分でお持ちください。

閲覧票兼複写票

閲覧日
年 月 日

【本枠内を記入してください。】

注 本館所蔵の文書・記録等は複製を禁ずる場合があります。複製を希望する場合は、事前に本館までお問い合わせください。	開票者 氏名	住所(または連絡先)		電話:				
	請求記号番号	史料等の表題	所在	点数 (冊)	複製 許可	複製の種類 <input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	複製 枚数	返却 確認
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
		複写箇所(ア-ツ)				<input type="checkbox"/> コピー <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 不可	枚/冊	枚-
認 欄		平成 年 月 日		複製の種類		枚数	金額(円)	
館長	係長	係	備考		<input type="checkbox"/> E/F/D/B - アリク-ビ - (@10)			
					<input type="checkbox"/> カ-ビ - (@30)			
					合 計			

※プリンター=マイクロフィルムリーダープリンター

0263-1 特A4 斤内

尼崎市立地域研究史料館

特別貸出票

尼崎市立地域研究史料館
TEL : 06-6482-5246
FAX : 06-6482-5244

【本枠内を記入してください。】

貸出期限は、貸出日から2週間以内です。期限日が休館日(火曜日と祝日)の場合はその翌日です。

申請者 氏名	連絡先 〒		TEL	
登録番号	請求記号	タイトル		
貸出日	平成 年 月 日	確認	データ入力	備考
貸出期限	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	
返却日	平成 年 月 日	確認	<input type="checkbox"/>	

尼崎市立地域研究史料館における 歴史的公文書保存・公開事業の概要

1 事業実施の経緯

昭和 37 年（1962）6 月 尼崎市史編集事業開始（総務局所管）

尼崎市史編修室時代より公文書調査実施、歴史的公文書を収集、保存

昭和 50 年（1975）1 月 尼崎市立地域研究史料館設置（総務局所管）

尼崎市の文書館施設 尼崎および歴史的関連地域の歴史に関する古文書・近現代文書類、歴史的公文書、図書、写真、地図、絵葉書等を収集、整理、保存、公開

尼崎市史編集事業も引き継ぐ

この頃より、毎年の廃棄公文書よりの選別、収集、保存をルール化

昭和 62 年（1987）12 月 公文書館法公布（昭和 63 年 6 月施行）

平成元年（1989） 尼崎市文書規程に、歴史的公文書保存規定追加

（歴史的価値を有する文書の保存）

第 71 条 第 68 条第 1 項又は第 69 条第 1 項の規定により廃棄することと決定した文書のうち歴史的価値を有するものは、尼崎市立地域研究史料館（以下「史料館」という。）において、保存することができる。

2 前項の規定により、史料館において保存する文書は、廃棄文書目録にその旨の表示をしなければならない。

2 歴史的公文書の収集

- (1) 尼崎市文書規程（及び交通局、消防局、教育委員会文書規程）に基づき、毎年度、保存年限が満了し廃棄される公文書のリストを閲覧し、歴史的公文書として保存する必要があると判断した文書を選別、抽出して保存している。
- (2) 収集した歴史的公文書は、簿冊目録を作成し、各課に通知を行っている。
- (3) 毎年廃棄簿冊（紙文書）のうち約 400 冊、電子文書の廃棄約 3 万件のうち約 2 千件を選別・保存している。

3 歴史的公文書等保存状況

歴史的公文書保存冊数 平成 23 年度末現在 17,189 冊

ほかに、行政刊行物・資料類を日常的に収集・保存

4 歴史的公文書の整理・公開

- (1) 簿冊目録を順次整備中。件名目録については、明治期文書より試行的に作成中。
- (2) 公文書館としての歴史的公文書公開基準等の規定整備を検討中。
- (3) 現在は、現用文書の情報公開制度に準じて閲覧対応を行っている。

5 その他の課題

選別対象文書の適否及び、各所属が保存する歴史的資料の状況把握等に関する、庁内各所属との意見交換を組織的に進めていく必要がある。

以上

平成19年5月23日
地域研究史料館作成
(平成20年2月27日改定)

歴史的価値を有する公文書等収集・保存方針及び取扱要領

1 趣 旨

総務局地域研究史料館（以下「史料館」という。）が尼崎市文書規程第71条、尼崎市消防局文書規程第71条、尼崎市交通局文書規程第71条、尼崎市教育委員会事務局文書規程第58条に基づき収集する歴史的価値を有する公文書、及び関連する報告書・資料類（以下「歴史的公文書等」という。）の収集、整理、保存及び公開に関し、必要な事項を定める。

2 歴史的公文書等収集・保存の目的

公文書館法第3条に示された地方公共団体の責務を果たし、尼崎市及び歴史的関連地域の歴史を後世に伝え、広く市民に公開するとともに本市の情報資源として活用するために、歴史的公文書等の収集、整理、保存、公開を行う。

3 収集対象となる文書・報告書・資料類

- (1) 市の主要な施策及び事業に関するもの
- (2) 組織・機構の変遷や管理または施設等の設置・改廃・管理に関するもの
- (3) 各種の条例・規則などの例規及び各種制度の新設・改廃に関するもの
- (4) 市制施行・市村合併等自治体の存立・行政区画の変更等に関するもの
- (5) 予算・決算等財政に関するもの
- (6) 陳情・請願など市民（個人・団体・法人）の意向及び動向に関するもの
- (7) 各種褒賞・表彰に関するもの
- (8) 各種調査・統計及び報告に関するもの
- (9) 市議会・行政委員会・審議会等会議に関するもの
- (10) 市有財産等の取得・管理・処分等に関するもの
- (11) 市民の権利・義務に関するもの

- (12) 許可・認可・免許・承認・通知・取消等の行政処分に関するもの
- (13) 不服申立て、訴訟等に関するもの
- (14) 公営企業の経営に関するもの
- (15) 監査等に関するもの
- (16) 主要な行事・事件・災害に関するもの
- (17) 社会情勢を反映する内容をもつもの
- (18) その他歴史資料として保存する価値があると認められるもの

4 歴史的公文書等の選別・収集

- (1) 史料館は、廃棄することと決定した公文書のうち前項に該当する文書を対象に、重要度、全体に占める位置、稀少性、作成年代、代替物の有無等を考慮して、将来歴史的公文書となり得る文書を廃棄文書目録から選別し、現物を確認したうえで簿冊単位で幅広く収集する（第一次選別）。
- (2) 史料館は、収集した文書の簿冊単位の目録を作成し、所管課に通知するとともに、写しを文書・公開担当に送付する。
- (3) 歴史的公文書は文書完結後一定年限を経たのち（通常は30年後）、歴史的公文書としての基準に照らしてなお個人情報保護等に配慮する必要のあるものを除いて、広く一般の利用に供することを予定している。それまでの期間（以下「中間保管期間」という。）中に、文書の内容を吟味して最終的に保存していくものを確定する（第二次選別）。

5 歴史的公文書等の管理と閲覧

- (1) 収集した歴史的公文書等は、地域研究史料館長の責任において整理・保存する。
- (2) 収集した歴史的公文書は、前項(3)のとおり将来において広く一般の利用に供することを予定しており、「尼崎市情報公開条例」第2条第2号イにより同条例は適用されない。
- (3) ただし、中間保管期間中の文書（以下「中間保管文書」という。）について、一律に非公開とすることは情報公開の趣旨から考えて適当ではないため、同文書については情報公開に準じた扱いとする。具体的には、市民等から中間保管文書閲覧の申出があった場合、収集した文書を廃棄手続時に所管していた課と協議のうえ、現用の情報公開制度に準じた基準により公開・非公開を決し、公開して差支えない文書は閲覧に供する。
- (4) 歴史的公文書を、その基準に照らして広く一般の利用に供していく事業について、その公開の年限や基準、具体的取扱等については、今後関係部局との協議及び準備を経て、別途規程等を定めて実施していくこととする。その際において、公開・非公開の判別基準設定については、一定年限を経てもなおかつ配慮すべき個人情報保護等について、情報公開制度の定めるところとの整合も十分考慮しつつ、行っていくこととする。
- (5) 収集した関連報告書・資料類のうち、公開を前提として作成されたものについては順次史料館において整理し、閲覧公開する。情報公開制限に該当する内容を含むもの等については、上記の公文書に準じて取り扱う。

以 上

新「尼崎市史」編集事業計画概要

1 計画立案の経緯

- (1) 既刊『尼崎市史』は市制 50 周年（昭和 41 年）記念事業として昭和 37 年事業開始、13 巻・別冊 1 を刊行して昭和 63 年に事業終了。その後『尼崎地域史事典』を平成 8 年に刊行した。
- (2) 平成 8 年度の市制 80 周年にあたり、記念振興事業として新「尼崎市史」事業を立案。平成 8・9 年度を計画検討期間として事業計画を策定し、平成 10 年度より本格実施に移っている。

2 新「尼崎市史」の編さん理由

- (1) 計画立案検討の平成 8 年度段階で、既刊市史本編刊行（昭和 45 年刊行終了）からすでに 25 年以上経過していたことに鑑み、近隣市動向もにらみながら新市史刊行の検討を行った。
- (2) 政治経済・社会構造中心の既刊『尼崎市史』に対して、より親しみやすく身近な歴史を求める市民からの要望にこたえる新市史を作っていく。
- (3) 社会の急速な変化のなかで失われつつあり、今でなければ記録し得ない地域の生活の歴史を、聞き取りなどを通じて記録化し、後世に伝える。
- (4) 市史の活用を通じて、まちづくりなど時代と地域社会からの要請にこたえる市史作りをめざす。

3 新「尼崎市史」の特徴

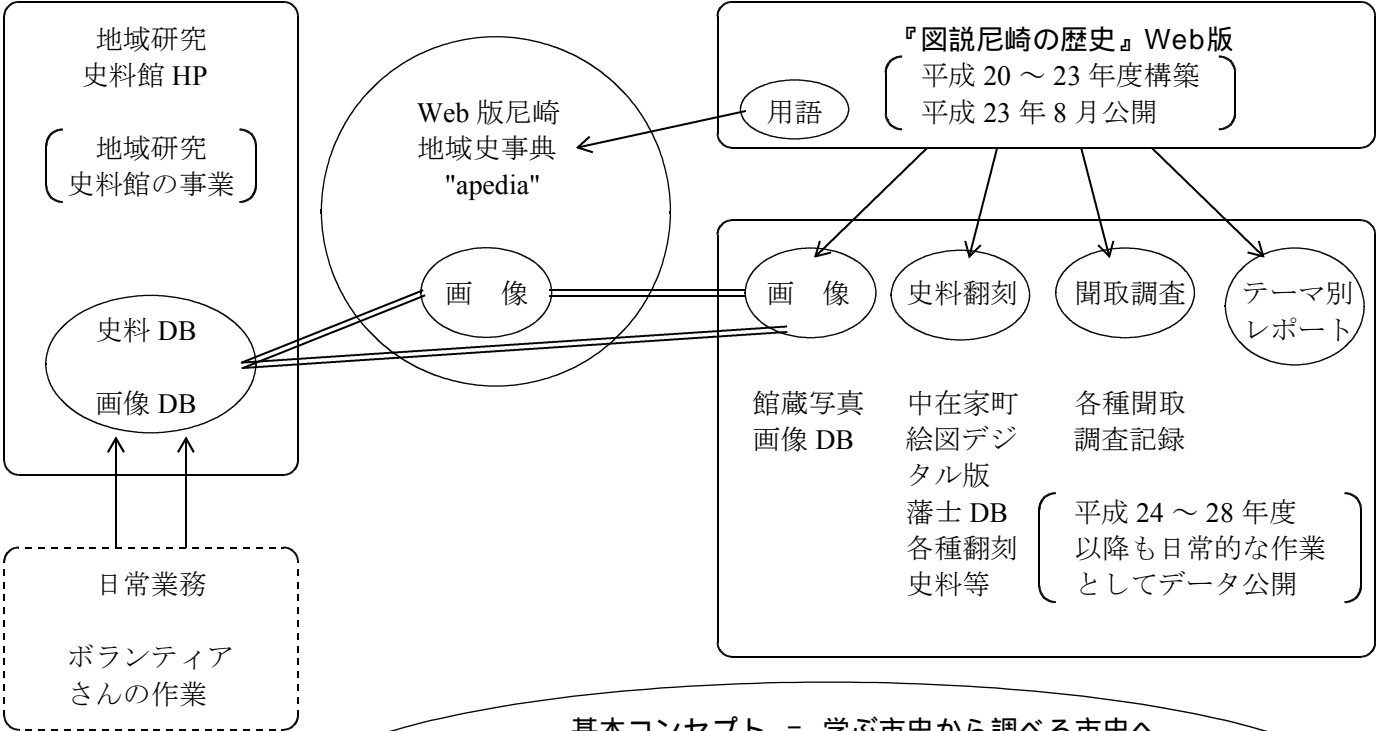
- (1) 生活・文化史を中心に、今でなければ記録し得ない身近で具体的なテーマ・内容を重視する。
- (2) 既刊『尼崎市史』編さんの時代的制約上、やや不十分な部分の残る 15 年戦争期以降（1930 年代以降）の現代の部分について、本格的な調査・編さんを行う。
- (3) 事業手法の点では、市民参加・ネットワーク型を基本とし、文献調査に加えて聞き取り調査やフィールドワークを重視する。
- (4) 調査の過程で収集した史料やデータを蓄積し、データベース編として公開・活用していく。

4 年次計画と編別構成

平成 8・9 年度 (市制 80 周年)	事業計画立案策定
平成 18 年度 (市制 90 周年)	『図説尼崎の歴史』刊行 530 頁 図版や写真を豊富に取り入れた通史、原始・古代～現代
平成 19・20 年度	『図説』刊行を踏まえて見直し計画検討・策定 『図説尼崎の歴史』Web 版構築の試行
平成 21～23 年度	『図説尼崎の歴史』Web 版構築・公開
平成 24～28 年度 (市制 100 周年)	仮称『調べる尼崎の歴史』編集・刊行 第 1 部グラビア・第 2 部「尼崎市クロニクル 100 年のあゆみ」・第 3 部「調べる尼崎の歴史」、A4 判上下巻計 530 頁、箱入り

以上

新「尼崎市史」編集事業計画イメージ図



基本コンセプト = 学ぶ市史から調べる市史へ
 新「尼崎市史」の前半 = 『図説ニ崎の歴史』の刊行 = 誰もが親しみやすくニ崎の通史を学べる印刷物の刊行
 新「尼崎市史」の後半 = 誰もがみずから地域の歴史を調べ、あきらかにしていくための場づくりを刊行物と Web で

刊行物

仮称『調べるニ崎の歴史』 ～平成 23 年度準備作業 → 24～27 年度執筆編集 → 28 年度刊行

第Ⅰ部「グラビア・バーチャル・ツアー ニ崎の歴史資料と文化財」
 第Ⅱ部「尼崎市クロニクルー 100 年のあゆみー」(図説形式の年表ページ)
 第Ⅲ部「調べるニ崎の歴史」
 第 1 章「ニ崎の地理・地形」、第 2 章「ニ崎の古代」、第 3 章「ニ崎の中世」
 第 4 章「ニ崎の近世」、第 5 章「ニ崎の近代」、第 6 章「ニ崎の現代」
 各章「入門編」「史料編」「実践編」の 3 節構成

- 「入門編」 その時代・分野について既刊市史等があきらかにしたこと、到達点
- 「史料編」 代表的史料等の紹介と使い方の紹介・説明
図版等でビジュアルに、レファレンスケースから使い方例示、
- 「実践編」 各時代・分野のトピック
既刊市史・新市史で取り上げていないテーマ、新たな視角のテーマ
調査プロジェクトや研究・活用事例 等々

[体裁等] A 4 判、フルカラー (図説形式を基本とする)、上下巻計 530 ページ
箱入り、3,000 冊発行

地域研究史料館刊行物販売一覧

『図説尼崎の歴史』	売り切れ
『尼崎地域史事典』	3,000円
『尼崎の地名』	2,000円

史料館紀要『地域史研究』

第1巻～ 第31巻	年間購読（3冊）	2,000円
	1冊ばら売り	750円
第32巻～ 第34巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第35巻	年間購読（2冊）	1,800円
	第1号ばら売り	850円
	第2号ばら売り	1,200円
第36巻～ 第39巻	年間購読（2冊）	1,500円
	1冊ばら売り	850円
第111号～		850円
『地域史研究』 売り切れ号	第23巻第2号（通巻68号） 第37巻第2号（通巻105号） 第110号	

『尼崎市史』

第1巻	通史	原始～古代	売り切れ
第2巻		近世	売り切れ
第3巻		近代	売り切れ
別冊	尼崎の戦後史		売り切れ
第4巻	史料	古代・中世	3,500円
第5巻		近世（上）	4,000円
第6巻		近世（下）	4,000円
第7巻		近代（上）	4,000円
第8巻		近代（下）	4,000円
第9巻	統計		3,500円
第10巻	文化財・民俗		3,500円
第11巻	考古		3,500円
第12巻	現代（史料）		4,000円
第13巻	年表・索引等		4,000円
「尼崎の小字図」 （『尼崎市史』第10巻付図）			160円

いずれも地域研究史料館窓口にて販売しているほか、次のいずれかの方法により、郵送で購入することもできます。

- (1) 地域研究史料館までご連絡いただければ、振込用紙をお届けしますので、銀行窓口にてお振込みください。入金確認後、送料着払いにて送本いたします。ただし、振込後、当館で入金を確認できるまで日数がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は(2)の現金書留にてご送金ください。
- (2) 現金書留にて頒布代金をご送金ください。折り返し送料着払いにて送本いたします。

地域研究史料館へのアクセス

■所在地・連絡方法

〒 660-0881 尼崎市昭和通 2-7-16 尼崎市総合文化センター 7階

TEL06-6482-5246 FAX06-6482-5244（火曜・祝日休館）

e-mail ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp

阪神尼崎駅下車、北東徒歩約5分

市バス・阪急バス「尼崎総合文化センター」、阪神バス「尼崎文化センター前」下車すぐ



■自動車利用の方へ

史料館の駐車場はありません。総合文化センター駐車場(有料)をご利用ください。